

# 経営形態の制度比較

区分	地方公営企業法		公営企業型 一般地方独立行政法人 (非公務員型)	指定管理者	
	一部適用（現行）	全部適用			
概要	地方公営企業として、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営するための制度。	地方公営企業法の財務規定等一部の規定のみを適用。 特別会計の設置等一般会計に対する特例を設けている。	管理者を設置することができ、設置した場合には、職員の任免、給与等の身分の取扱、予算原案の作成などの権限が地方公共団体の長より移譲される。	地方公共団体から独立した法人格を与えられて、地方公共団体が自ら行う必要性はないが、公共性の高い事務事業を効率よくかつ効果的に推進させるための制度。	公の施設の管理運営を包括的に行わせるため、当該地方公共団体が議会の議決を経て指定する法人その他の団体に期間を定めて委託する制度。
設立団体の長の関与	長の部局と同様	予算の調整、議案の提出、管理者の任免等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期目標の策定、指示</li> <li>・中期計画の認可、変更命令</li> <li>・年度計画の届出</li> <li>・業務実績評価（毎年度・中期目標期間）の報告</li> <li>・中期計画終了時の検討、報告聴取、立入検査、是正命令</li> <li>・理事長の任免</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者の指定</li> <li>・毎年度終了後の事業報告書の受理</li> <li>・指定管理者が定める利用料金の承認</li> <li>・管理業務又は経理状況の報告聴取等</li> <li>・事業運営状況の評価</li> <li>・指定取消、管理業務停止命令</li> </ul>	
議会の関与	地方公営企業の設置、予算の議決、決算の認定、料金に係る条例制定等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方独立行政法人の設立</li> <li>・定款の作成・変更</li> <li>・中期目標の作成・変更</li> <li>・中期計画の作成・変更（料金を含む）等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定の手續、管理の基準、業務内容等の条例制定</li> <li>・指定にかかる議決</li> <li>・利用料金の基準の制定（利用料金制をとる場合）</li> </ul>	
組織・定数	(組織) 条例で設置及び運営の基本を定め、その他は長が規則等で定める (定数) 条例で定める	(組織) 条例で設置及び経営の基本を定め、その他は事業管理者が企業管理規程で定める (定数) 条例で定める	(組織) 理事長、監事以外の内部組織は理事長が定める (定数) 理事長が自らの裁量で弾力的に決定	(組織) 基本協定締結時に組織体制に関する計画書を地方公共団体が審査 (定数) 指定管理者の定めるところによる	
職員の任命	地方公共団体の長	事業管理者	理事長	指定管理者	
職員の身分	地方公務員		非公務員（法人固有職員）	非公務員（法人その他団体の職員）	
制度移行時における職員の処遇	事業管理者に新たに任命される		現職員のうち条例で定める職員は、別に辞令を発せられない限り、法人設立の日において法人の職員となる	指定管理者が任命する	
労使関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団結権 あり（一部を除く）</li> <li>・団体交渉権 あり（一部を除く）</li> <li>・争議権 なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団結権 あり</li> <li>・団体交渉権 あり</li> <li>・争議権 なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団結権 あり</li> <li>・団体交渉権 あり</li> <li>・争議権 あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団結権 あり</li> <li>・団体交渉権 あり</li> <li>・争議権 あり</li> </ul>	

## 経営形態の制度比較

区分	地方公営企業法		公営企業型 一般地方独立行政法人 (非公務員型)	指定管理者
	一部適用（現行）	全部適用		
職員の給与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事委員会勧告を基に、一般の地方公務員と同様に条例で定められる</li> <li>・職務の内容と責任に応ずる</li> <li>・生計費、国及び他の地方公共団体職員並びに民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して決定</li> </ul>	左記の要件に加え、当該地方公営企業の経営状況、その他の事情を考慮して、企業独自の給料表を設定可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該法人の業務成績を考慮</li> <li>・社会一般の情勢に適合させる</li> </ul>	指定管理者の定めるところによる
予算制度	(地方自治法の財務規定の適用) あり、予算の単年度主義 (予算編成) 地方公共団体の長が調整して議会に提出する	(地方自治法の財務規定の適用) あり、予算の単年度主義 (予算編成) 事業管理者が予算原案を作成して、地方公共団体の長に送付し、長が調整して議会に提出する	(地方自治法の財務規定の適用) なし (予算編成) 中期計画に基づき、年度毎の業務運営に関する年度計画を定め、設立団体の長に届け出る	(地方自治法の財務規定の適用) なし (予算編成) 指定管理者が事業計画を作成し、地方公共団体と協議する
契約関係	地方自治法等に基づく	地方自治法等に基づく	特別な法制なし	
経費負担の原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として独立採算</li> <li>・地方公営企業法第17条の2において経費負担の原則を規定（負担金・補助金として一般会計又は他の特別会計で負担）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として独立採算</li> <li>・地方独立行政法人法第85条において、設立団体が負担する経費について財源措置の特例として規定（運営費負担金）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として独立採算</li> <li>・地方公共団体からの負担金、委託料</li> </ul>
業務の評価制度	特別な法制なし		地方独立行政法人評価委員会による評価  ※地方独立行政法人法の改正に伴い、平成30年4月以降、設立団体の長が評価を実施	特別な法制なし

## 経営形態の制度比較

※ 出典：「地域医療の確保と公立病院改革の推進に関する調査研究会（第5回）（H29.6.15開催）」資料

### ① 経営形態の類型整理について

新公立病院改革プランにおいては、民間的経営手法の導入等の観点から行おうとする経営形態の見直しについて、新経営形態への移行計画の概要を記載することとされている。見直しに関し、新ガイドラインに掲げられている選択肢は以下のとおり。

(1) 地方公営企業法の全部適用 (2) 指定管理者制度の導入 (3) 地方独立行政法人化(非公務員型) (4) 民間譲渡 (5) 事業形態の見直し

形態	定義	効果	留意点
(1) 地方公営企業法の全部適用	地方公営企業法第2条第3項の規定により、病院事業に対し、財務規定等のみならず、同法の規定の全部を適用するもの。	事業管理者に対し、人事・予算等に係る権限が付与され、より自律的な経営が可能となることが期待される。	地方公営企業法の全部適用については、比較的取り組みやすい反面、経営の自由度拡大の範囲は、地方独立行政法人化に比べて限定的であり、また、制度運用上、事業管理者の実質的な権限と責任の明確化を図らなければ、民間的経営手法の導入が不徹底に終わる可能性がある。 同法の全部適用によって所期の効果が達成されない場合には、地方独立行政法人化など、更なる経営形態の見直しに向け直ちに取り組むことが適当。
(2) 指定管理者制度の導入	地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するものに、公の施設の管理を行わせる制度。	民間の医療法人等(日本赤十字社等の公的医療機関、大学病院、社会医療法人等を含む。)を指定管理者として指定することで、民間的な経営手法の導入が期待されるもの。	本制度の導入が所期の効果を上げるためには、①適切な指定管理者の選定に特に配慮すること、②提供されるべき医療の内容、委託料の水準等、指定管理者に係わる諸条件について事前に十分に協議し相互に確認しておくこと、③病院施設の適正な管理が確保されるよう、地方公共団体においても事業報告書の徴取、実地の調査等を通じて、管理の実態を把握し、必要な指示を行うこと等が求められる。
(3) 地方独立行政法人化(非公務員型)	地方独立行政法人法の規定に基づき、地方独立行政法人を設立し、経営を譲渡するもの。	地方公共団体と別の法人格を有する経営主体に経営が委ねられることにより、地方公共団体が直営で事業を実施する場合に比べ、例えば予算・財務・契約、職員定数・人事などの面でより自律的・弾力的な経営が可能となり、権限と責任の明確化に資することが期待される。	設立団体からの職員派遣は段階的に縮減を図る等、実質的な自律性の確保に配慮することが適当。 また、これまで実際に地方独立行政法人化した病院において、人事面・財務面での自律性が向上し、経営上の効果を上げているケースが多いことにも留意すべき。 なお、現在一部事務組合方式により設置されている病院で、構成団体間の意見集約と事業体としての意思決定の迅速・的確性の確保に課題を有している場合にも、地方独立行政法人方式への移行について積極的に検討すべき。
(4) 民間譲渡	地域の医療事情から見て公立病院を民間の医療法人等に譲渡し、その経営に委ねることが望ましい地域にあっては、これを検討の対象とすべき。 公立病院が担っている医療は採算確保に困難性を伴うものを含むのが一般的であり、こうした医療の提供が引き続き必要な場合には、民間譲渡に当たり相当期間の医療提供の継続を求めるなど、地域医療の確保の面から譲渡条件等について譲渡先との十分な協議が必要である。		
(5) 事業形態の見直し	地域医療構想においては、構想区域における医療需要や病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量が示されることになる。これに加え、介護・福祉サービスの需要動向を十分検証することにより、必要な場合、診療所、老人保健施設など病院事業からの転換を図ることも含め事業形態自体も幅広く見直しの対象とすべきである。		